参加してみませんか?国税庁の公売

公売とは?

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、売却することをいいます。

原則として、どなたでも公売への参加が可能です(公売財産を所有する滞納者、国税庁・国税局・税務署の職員などを除く。)。

土地・建物といった<u>不動産</u>のみならず、<u>宝飾品、美術品、家電製品、自動車</u>など、様々な種類の財産を公売しています。

また、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に**市場価格より低い見積価額**(売却価額の最低金額)が設定されています。

公売の特徴

参加方法 など

各国税局・税務署に入札書を提出いただき、公売に参加する方法のほか、<u>自宅のパ</u>ソコンやスマートフォンなどで入札する「インターネット公売」に参加する方法があります。

公売財産は現況のまま売却しますので、不動産については、登記簿による権利関係の確認と、実際に現地に行って財産の確認をされることをお勧めします。また、動産については、売却予定の現物を展示した下見会を開催する場合がありますので、公売情報ホームページで日程等をご確認の上、実際にご自身の目で確認されることをお勧めします。

※入札のときに、公売保証金の納付が必要な場合があります。

公売財産や公売予定日等の詳細に関しましては、 公売情報ホームページ

(www. koubai. nta. go. jp)でご確認ください。

※手続の詳細については、公売を実施する国税局又は税務署までお問い合わせください。

皆様のご参加お待ちしております。

- 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www. nta. go. jp -